

産業廃棄物処理業者名簿の見方

注意事項

この名簿は、収集運搬業、処分業ともに令和6年4月1日現在の情報です。この日以降に許可を受けた、廃止した等の情報は盛り込まれておりませんので、廃棄物処理の委託の際には、必ずその処理業者に対して、許可の状況を直接ご自身でご確認ください。そのほか、行政処分を受けて処理業や施設使用の停止・取消しなどを行っている場合があります。

また、詳細な受け入れ可能品目についても、処理業者に対して直接ご自身でご確認ください。

◎ 名簿各欄の見方（名簿は許可番号順、又は地域ごとに並んでいます。）

1 「優良認定」欄

以下の基準を満たしていることを札幌市から認定されている業者です。なお、本制度は、あくまで優良基準への適合性を評価するものであり、優良認定処理業者が不法行為や不適正処理を行わないことを札幌市が保証するものではありません。

- ①実績と遵法性 （5年以上産業廃棄物処理業を営んでいる実績があり、廃棄物処理法に基づく改善命令などの不利益処分を受けていないこと。）
- ②事業の透明性 （取得した許可の内容や産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、一定の情報について、インターネットにより一定期間以上公表していること。）
- ③環境配慮の取組 （ISO14001 やエコアクション 21 などの認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っていること。）
- ④電子マニフェスト（電子マニフェストシステム（JWNET）に加入し、電子マニフェストが利用できること。）
- ⑤財務体質の健全性（直前3年の事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないなど、財務体質が健全であること。）

2 「社名・氏名」欄

法人の場合は社名を、個人の場合は氏名を表記しています。

3 「本社所在地・住所」欄

本社の住所です。処理施設等の住所ではありません。

4 「施設所在地」（処分業許可業者名簿のみ）

処理施設の住所です。

- 5 「連絡先」欄
処理を委託する際に窓口となる電話番号です。
- 6 「許可期限」欄
許可の有効期限です。(許可の有効期間は5年間です。ただし、優良認定業者は7年間です。)
- 7 「許可番号」欄
札幌市の許可番号です。(下6桁は、法人・個人の固有番号です。)
- 8 「産業廃棄物許可品目」欄
収集運搬又は処分できる産業廃棄物の種類を表しています。略号の意味については別表1の通りです。中間処理については、処理方法も表記してあります。
- 9 「電子マニフェスト」欄
以下のウェブページに、電子マニフェストシステム (JWNET) の加入者として公開されている許可業者です。
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 「JWNET 加入者情報を探す」のページ
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/lsearch/index.html>

別表 1 : 許可品目の略号について

略号	産業廃棄物の種類	略号	産業廃棄物の種類
燃	燃え殻	鉍	鉍さい
汚	汚泥	が	がれき類
油	廃油	ふ	動物のふん尿
酸	廃酸	死	動物の死体
ア	廃アルカリ	ば	ばいじん
プ	廃プラスチック類	㊦	産業廃棄物を処分するために処理したもの（13号廃棄物）
紙	紙くず	石綿含有物	石綿含有産業廃棄物
木	木くず	水銀使用製品	水銀使用製品産業廃棄物
織	繊維くず	水銀含有 ばいじん等	水銀含有ばいじん等
残	動植物性残さ	感	感染性産業廃棄物
ゴ	ゴムくず	Hg	廃水銀等
金	金属くず	石	廃石綿等
陶	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	特	特定有害産業廃棄物（詳細は別表2を参照）

※「動物系固形不要物」を取り扱うことができる処理業者について

収集運搬業については、当分の間、許可を持たなくても収集運搬することができるかとされています。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第9条第10号、第11号）処分業については個別の業者の許可証をご確認ください。

なお、「動物系固形不要物」を処分できる業者は、「動植物性残さ」の許可を持った事業者の申し出により、許可証の変更を行った者が該当しますが、特定危険部位を処理する場合の処理方法は、焼却に限ります。

別表2：特定有害産業廃棄物の詳細について

略号	略称	特定有害産業廃棄物の種類
A	水銀	水銀又はその化合物を含むもの
B	カド	カドミウム又はその化合物を含むもの
C	鉛	鉛又はその化合物を含むもの
D	リン	有機リン又はその化合物を含むもの
E	六価	六価クロム又はその化合物を含むもの
F	ヒ素	ヒ素又はその化合物を含むもの
G	シアン	シアン又はその化合物を含むもの
H	トリクロ	トリクロロエチレンを含むもの
I	テトラ	テトラクロロエチレンを含むもの
J	ジクロ	ジクロロメタンを含むもの
K	四塩化	四塩化炭素を含むもの
L	1・2	1・2-ジクロロエタンを含むもの
M	1・1	1・1-ジクロロエチレンを含むもの
N	シス	シス-1・2-ジクロロエチレンを含むもの
O	1トリクロ	1・1・1-トリクロロエタンを含むもの
P	2トリクロ	1・1・2-トリクロロエタンを含むもの
Q	3ジクロ	1・3-ジクロロプロペンを含むもの
R	チウラム	チウラムを含むもの
S	シマジン	シマジンを含むもの
T	チオベン	チオベンカルブを含むもの
U	ベンゼン	ベンゼンを含むもの
V	セレン	セレン又はその化合物を含むもの
W	ジオキサン	1・4-ジオキサンを含むもの
X	ダイオキシン	ダイオキシン類を含むもの

※ 特定有害産業廃棄物の許可の詳細については、特別管理産業廃棄物収集運搬業者名簿と別に、一覧表がありますので、そちらでご確認ください。

(一覧表 URL)

https://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/sanhai_meibo/documents/04yuugai20210401.pdf